

議第209号 ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、コテージ梶ヶ浜の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率^{かい}に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、利用者等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

利用者等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
1棟1泊につき4人まで	1.2	14,400	17,300
1棟1泊につき5人目及び6人目の一人当たり	1.2	2,000	2,400
1棟当たりの使用最終日の正午までの超過金	1.2	2,000	2,400

3 施行期日

令和2年4月1日